

子ども議会 議案第3号

基山町の災害の対応に関する条例の制定について

基山町の災害の対応に関する条例を次のように定める。

平成30年10月20日提出

基山町長 梅田 歩乃花

基山町子ども議会 条例第 号

基山町の災害の対応に関する条例

第1条 避難所、避難経路、備蓄品の点検及び確認を半年に1回行う。

第2条 非常用の防災セットを全世帯に準備するよう義務づけし、避難時に持参する。  
また、購入する際には、1世帯につき1,000円の補助金を支給する。

第3条 ハザードマップにアプリ機能を作り、スマートフォンなどで使えるようにする。

第4条 災害に対する意識の向上のため、全町民を対象とした防災講座を年1回地区ごとに開催する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

全国各地で自然災害が発生している中、基山町も例外ではなく被害に遭いました。そのため、災害に対応できる町をつかっていきたいと思ったからです。また、避難所の点検、物資の確保、防災セットの準備、ハザードマップの利活用、防災講座などを通して、災害に強い町づくりにつながっていくからです。